

## やまかみ訪問看護ステーション利用料金

### (1) 介護保険での利用

原則として基本料金（料金表）の介護保険負担割合証に記載されている割合（1割・2割・3割）の負担になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

ア 【利用料－基本料金・昼間－】（ ）内がご利用者様の1割負担の金額になります。2割負担の方は（ ）内金額の2倍、3割負担の方は（ ）内金額の3倍になります。（1回につきの料金）

	20分未満 (週に1回以上利用 24時間連絡体制)	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	
看護職員（准看護師を除く）が行う 訪問看護	介護	3,120円 (312円)	4,690円 (469円)	8,190円 (819円)	11,220円 (1,122円)
	予防	3,010円 (301円)	4,490円 (449円)	7,900円 (790円)	10,840円 (1,084円)
准看護師が行う 訪問看護	上記の料金のそれぞれ90/100の料金になります				
理学療法士・作業 療法士が行うリ ハビリ	介護：1回あたり20分 2,970円(297円) 予防：1回あたり20分 2,870円(287円) ※1日3回以上の場合は90/100 ※1週間に6回を限度				

※1 基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※3 サービス利用期間中に、急性増悪等により点滴などの医療処置が必要になった場合は医師の指示のもと医療保険からの訪問になります。

※4 通常のサービス提供地域以外の中山間地域等に居住する方へのサービス提供は5%が加算されます。

イ 付加サービス（ ）内の金額がご利用者様の1割負担額になります。2割負担の方は（ ）内金額の2倍、3割負担の方は（ ）内金額の3倍になります。

サービス提供体制強化加算	1回につき	60円	(6円)
2人以上での訪問看護加算	イ.	30分未満 2,540円	(254円)
	ロ.	30分以上 4,020円	(402円)

1 時間 30 分以上の訪問看護	1 回につき 3,000 円	(300 円)
緊急時訪問看護加算	1 月につき 5,740 円	(574 円)
特別管理加算 (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等、留置カテーテル等	1 月につき 5,000 円	(500 円)
特別管理加算 (Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等	1 月につき 2,500 円	(250 円)
ターミナルケア加算	死亡月 20,000 円	(2,000 円)
退院時共同指導加算	1 回につき 6,000 円	(600 円)
初回加算	1 月につき 3,000 円	(300 円)
看護・介護職員連携強化加算	1 月につき 2,500 円	(250 円)

## (2) 医療保険での利用

医療保険証に定められた割合となります。

介護保険を受けられている方は介護保険利用が優先されますが、末期の悪性腫瘍や厚生労働大臣が定める疾病については医療保険が適応されます。また急性増悪等の場合は月 14 日を限度として医療保険が適応されます。

### ア 訪問看護基本療養費

看護師、理学療法士、作業療法士 言語聴覚士による訪問	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円
准看護師による訪問	週 3 日まで	5,050 円
	週 4 日以降	6,050 円
夜間・早朝訪問看護加算 午後 6 時～10 時、午前 6 時～8 時の利用	所定額に加算	2,100 円
深夜訪問看護加算 午後 10 時～午前 6 時の利用	所定額に加算	4,200 円
入院中の外泊時に訪問	入院中 1 回	8,500 円

### イ 訪問看護管理療養費

月の初日	7,440 円
2 日目以降	3,000 円

### ウ その他

訪問看護指示料 (医療保険・介護保険ともに)	3,000 円
緊急時訪問看護加算 (医師の指示による)	2,650 円
長時間訪問看護加算 (2 時間以上、週 1 回まで)	5,200 円
複数名訪問看護加算	
他の保健師、看護師、理学療法士等と同時に行う	4,300 円
他の准看護師と同時に行う	3,800 円
他の看護補助者と同時に行う	3,000 円
24 時間対応体制加算	6,400 円

特別管理加算	特別な管理が必要な方	2,500 円
	特別な管理が必要で重症度等の高い方	5,000 円
難病等複数回数加算		4,500 円又は 8,000 円
退院支援指導加算		6,000 円

※尚、介護保険と医療保険を併用されている方は、該当市町村介護保険課に情報提供致しております。

(3) 交通費

鳴門市内、松茂町内及び北島町内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護職員等が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。

(4) その他

ア ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者様のご負担になります。

イ 時間外及び営業日以外の訪問には所定の利用料に 1 回につき 4,000 円を加算徴収します。

ウ 死後の処置料は、11,000 円とします。

エ 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金集金、口座自動引落とし（郵便局）の2通りの中から自由によります。